

# 「二地域居住促進法の施行に向けて」

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律)

---

令和6年9月

国土交通省 国土政策局

〔国土形成計画(令和5年7月28日閣議決定)抜粋〕

## 第2章 目指す国土の姿

### 第1節 国土づくりの目標

#### 1. 新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～

国土全体にわたって新時代を拓く地域力を結集し、未来へとつなぐ、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成を通じて、地方に活力を取り戻し、安全・安心で、個性豊かな地域を全国に広げ、未来を担う若者世代を含めて人々を惹きつける地方の魅力を高めて、地方への人の流れを創出・拡大することにより、地方の人口減少・流出の流れを変え、国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靱性（レジリエンス）の向上につなげ、未来に希望を持てる国土へと刷新する。

### 第2節 国土構造の基本構想

#### 5. 東京一極集中の是正／（東京一極集中の是正に向けた方向性）

##### ① 地方への人の流れの創出・拡大、新たな地方・田園回帰の定着

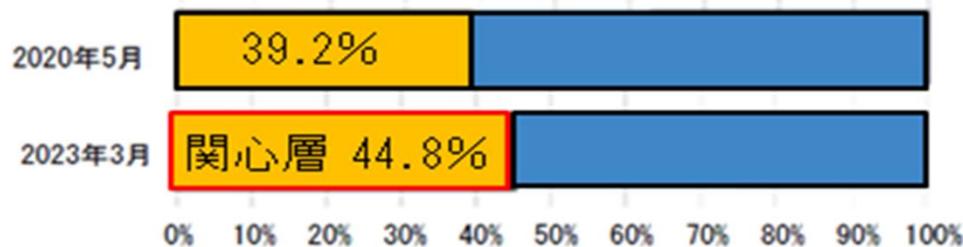
地方創生テレワークや副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方による地方への人の流れの創出・拡大を図る。

これらの取組によって、地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図る。加えて、若者世代を始めとした地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを踏まえ、こうしたニーズに応じた積極的な採用を行う企業の採用活動を支援するとともに、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを推進する。

# 移住・二地域居住等への関心

- コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり（令和5年4月内閣府調査）。
- 二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン（令和4年度国土交通省調査）。
- 地方移住に当たっては、住まいのほか、移住先でのなりわい（仕事）や、買物や公共交通等の利便性、人間関係や地域コミュニティを懸念として挙げる人が多い。

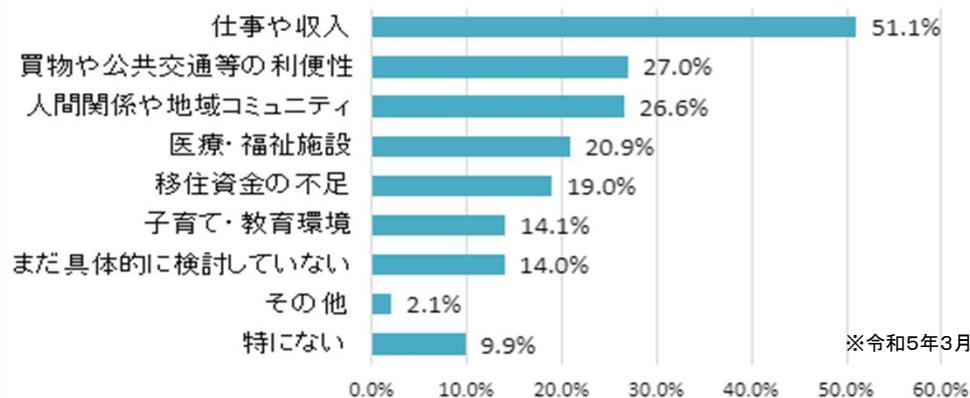
## 地方移住への関心（20歳代）



（出典）内閣府「第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）

（備考）東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。

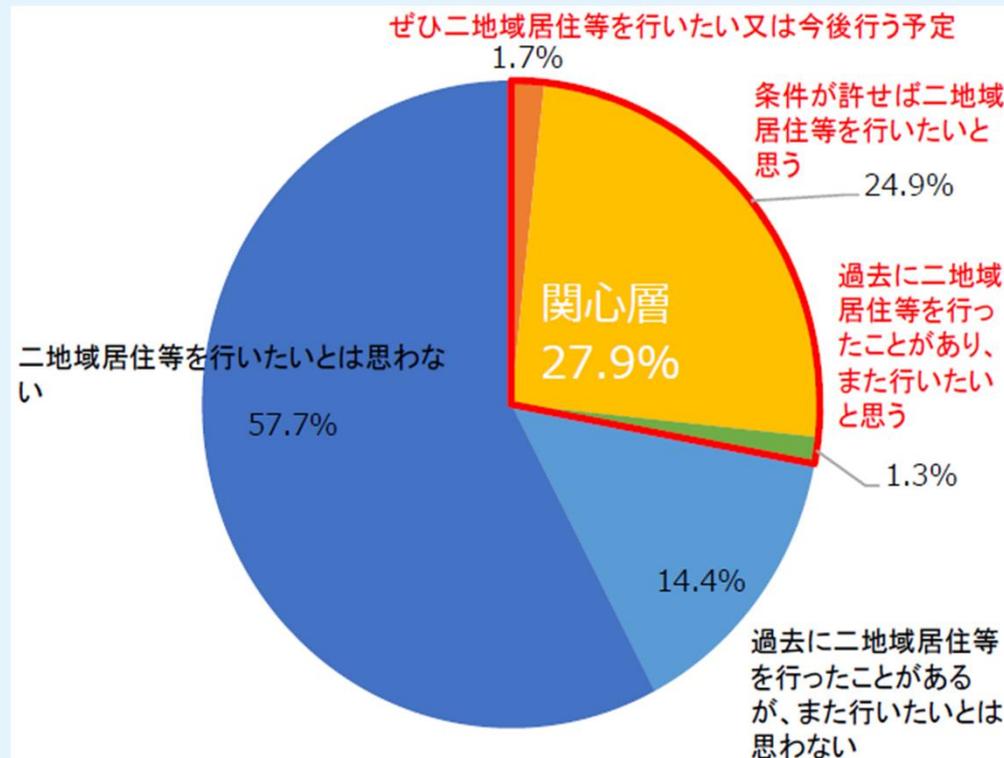
## 地方移住に当たっての懸念



（出典）内閣府「第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）

（備考）東京圏在住で地方移住に関心がある人

## 二地域居住等への関心



（出典）国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（インターネット調査（令和4年8月））

※本アンケートは、18歳以上の全世代に対して実施しており、全体の回答者は約12万人。  
 ※「現在、二地域居住等を行っている地域はありますか」という質問に「ある」と答えた回答者は全体の6.7%。

※上記のグラフは、この質問に「ない」と答えた回答者に対する「二地域居住等を行いたいと思いますか」という質問への回答の分布を表している。

## 背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的・地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。

二地域居住等への関心



地方移住への関心(20歳代)



## 法律の概要

※1法律上は「特定居住」

### 1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容を含む広域的・地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む広域的・地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

#### 都道府県(広域的・地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

#### 市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
  - \* 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
  - \* 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



### 2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

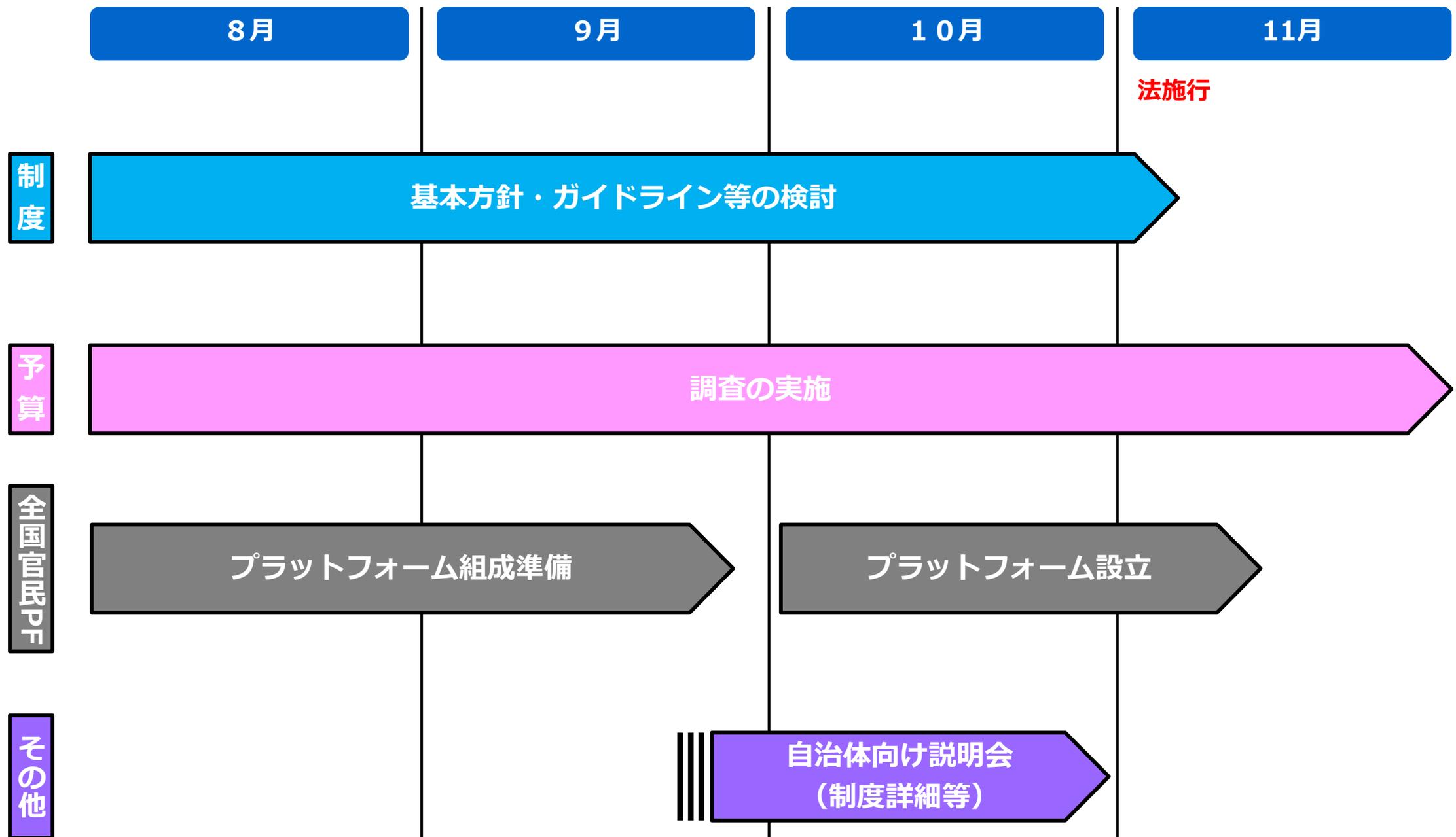
### 3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI) ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件  
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

## 二地域居住推進に向けたスケジュールイメージ



## 概要

移住・二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、特定居住支援法人等が実施する先導的な移住・二地域居住等を促進するための取組を支援するもの。

## 実証調査

### ●二地域居住等の促進に向けた実証調査

公募期間：9月頃を予定

(内容)：二地域居住等の取組の更なる促進のため、今後、特定居住支援法人を目指すNPO法人や民間企業等が地方公共団体と連携して実施する先導的な二地域居住等を促進するための取組の実証調査を行うもの。

(予算額)：1,300万円

(選定数等)：1団体あたり350万円程度、3団体程度を想定

(対象団体)：改正後の「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」における特定居住支援法人を目指すNPO法人、民間企業等、又は、これらを構成団体に含むコンソーシアム等の団体

(詳細URL)：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101> ※

※リンク先の「調達ポータル」にて、公開開始日：2024/5/24、調達案件名称：「二地域居住」でご検索ください。

### ●移住等の促進に向けた実証調査

公募期間：終了

(内容)：移住等の取組の更なる促進のため、地方公共団体と連携して移住等の促進に取り組むNPO法人、民間企業等が実施する先導的な移住等を促進するための取組※(移住に向けた二地域居住を促進するための取組を含む)の実証調査を行うもの。

(予算額)：3,000万円

(選定数等)：1団体あたり350万円程度、6団体程度を想定

(対象団体)：地方公共団体と連携して移住等の促進に取り組むNPO法人、民間事業者等

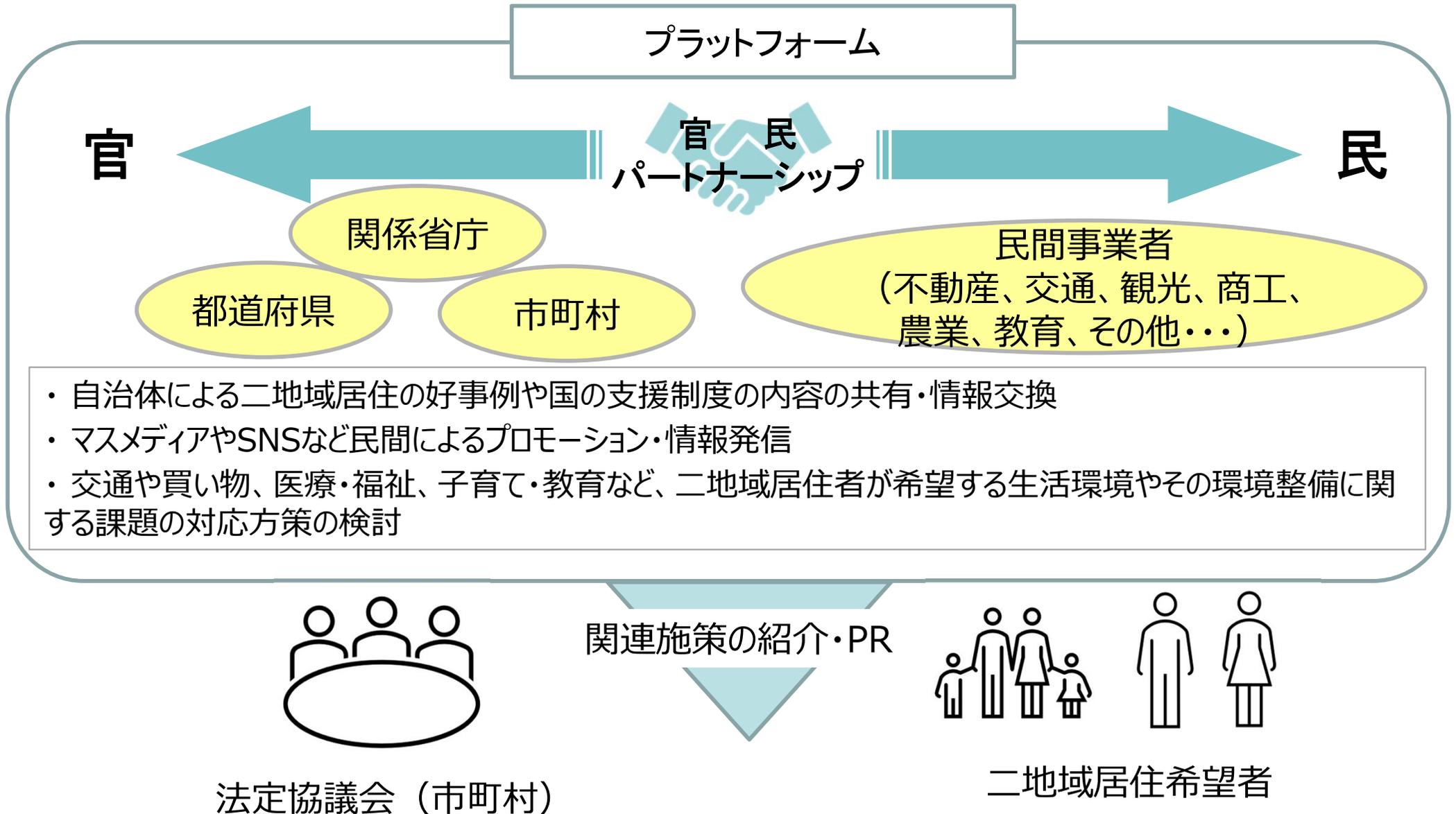
(詳細URL)：[https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku08\\_hh\\_000039.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku08_hh_000039.html)

※「住まい(住環境)」、「なりわい(仕事)の確保・新しい働き方」、「コミュニティ(地域づくりへの参加)」等の観点を二つ以上含むこと。

# 今回の法改正による主な連携予算

	分野	予算(項目)	内容	R6予算額(参考)
①	住まい	空き家対策総合支援事業 空き家再生等推進事業	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援を行う方向	5,900百万円 社会資本整備総合交付金 506,453百万円の内数
②	なりわい (仕事) コミュニティ	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設	30百万円
③	二地域居住等支援法人	移住・二地域居住等の促進に向けた実証調査	移住・二地域居住等の促進に向けた実証調査(先導的な二地域居住等支援法人の活動支援等)【定額補助】	30百万円(R5補正) 13百万円
④	インフラ	社会資本整備総合交付金(広域連携事業)	交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加	社会資本整備総合交付金 506,453百万円の内数
⑤	観光	第2のふるさとづくりプロジェクト	二地域居住等の促進に関する施策と連携して実施する申請案件について連携	新たな交流市場・観光資源の創出事業615百万円の内数
⑥	地域交通	共創・MaaS実証プロジェクト	二地域居住等の促進に関する施策と連携して実施する申請案件について連携	地域公共交通確保維持改善事業55,849百万円の内数(R5補正)
⑦	デジタル	デジタル田園都市国家構想交付金	二地域居住等の促進に関する施策と連携して実施する申請案件について連携	73,500百万円(R5補正)、 100,000百万円の内数

二地域居住の促進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住の機運を一層高めるため、関係省庁・自治体・民間事業者等が参画する官民連携の「全国二地域居住等促進プラットフォーム」を設立。（今秋メド発足予定）



プラットフォーム

官

官民  
パートナーシップ

民

関係省庁

都道府県

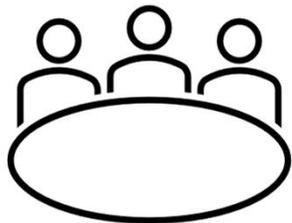
市町村

民間事業者

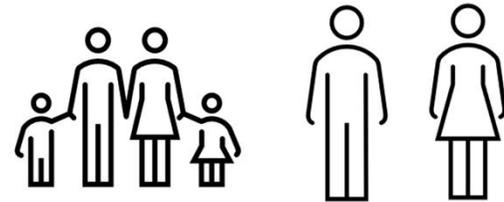
(不動産、交通、観光、商工、  
農業、教育、その他...)

- ・ 自治体による二地域居住の好事例や国の支援制度の内容の共有・情報交換
- ・ マスメディアやSNSなど民間によるプロモーション・情報発信
- ・ 交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育など、二地域居住者が希望する生活環境やその環境整備に関する課題の対応方策の検討

関連施策の紹介・PR



法定協議会 (市町村)



二地域居住希望者

## 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

### 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

#### (3) 地方活性化及び交流の拡大

(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)

～中略～人の流れを創出・拡大するため、若者の地方移住を促す取組を強化するとともに、地方拠点強化税制の活用による企業の地方移転、産学官金連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊等の地域の人材確保の取組等を促進する。関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う。

## 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

### 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

#### (4) 戦略的な社会資本整備

(持続可能な土地及び水資源の利用・管理)

持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保に取り組む。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を図るとともに、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編を含む省エネ化等に取り組む流域総合水管理を推進する。上下水道一体で施策に取り組むための環境整備を行う。